

平成22年6月15日

地域包括支援センター全国担当者会議

介護予防事業等について

厚生労働省老健局老人保健課

地域支援事業の創設（平成18年4月 施行）

地域支援事業とは

- **要支援・要介護状態になる前からの介護予防**を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する。
- 責任主体：市町村
- 対象者：要支援・要介護に認定されていない高齢者

必須事業

介護予防事業

- 介護予防特定高齢者施策
- 介護予防一般高齢者施策

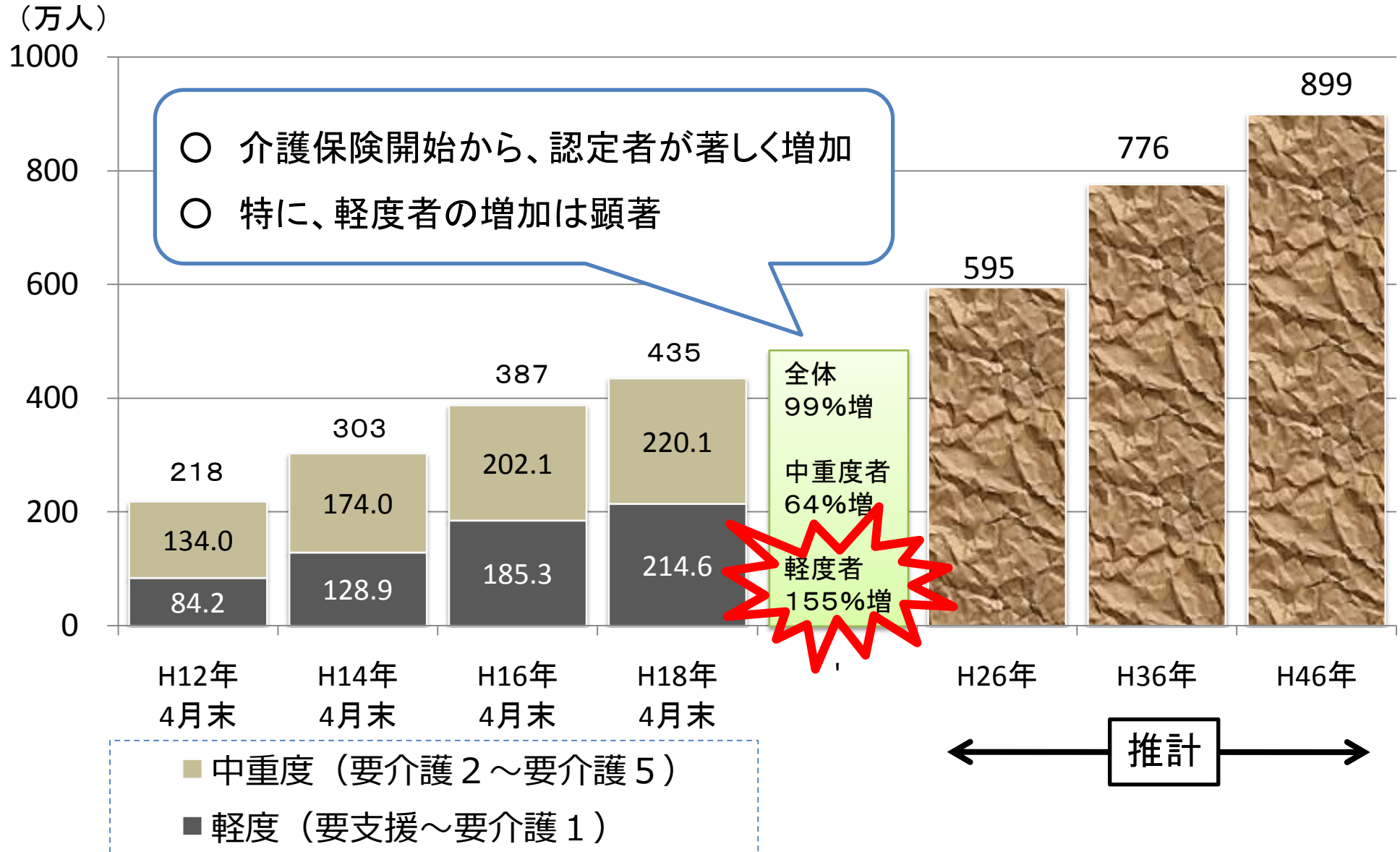
包括的支援事業

- 介護予防マネジメント
- 総合相談・支援事業
- 高齢者虐待防止・権利擁護
- 包括的・継続的マネジメント

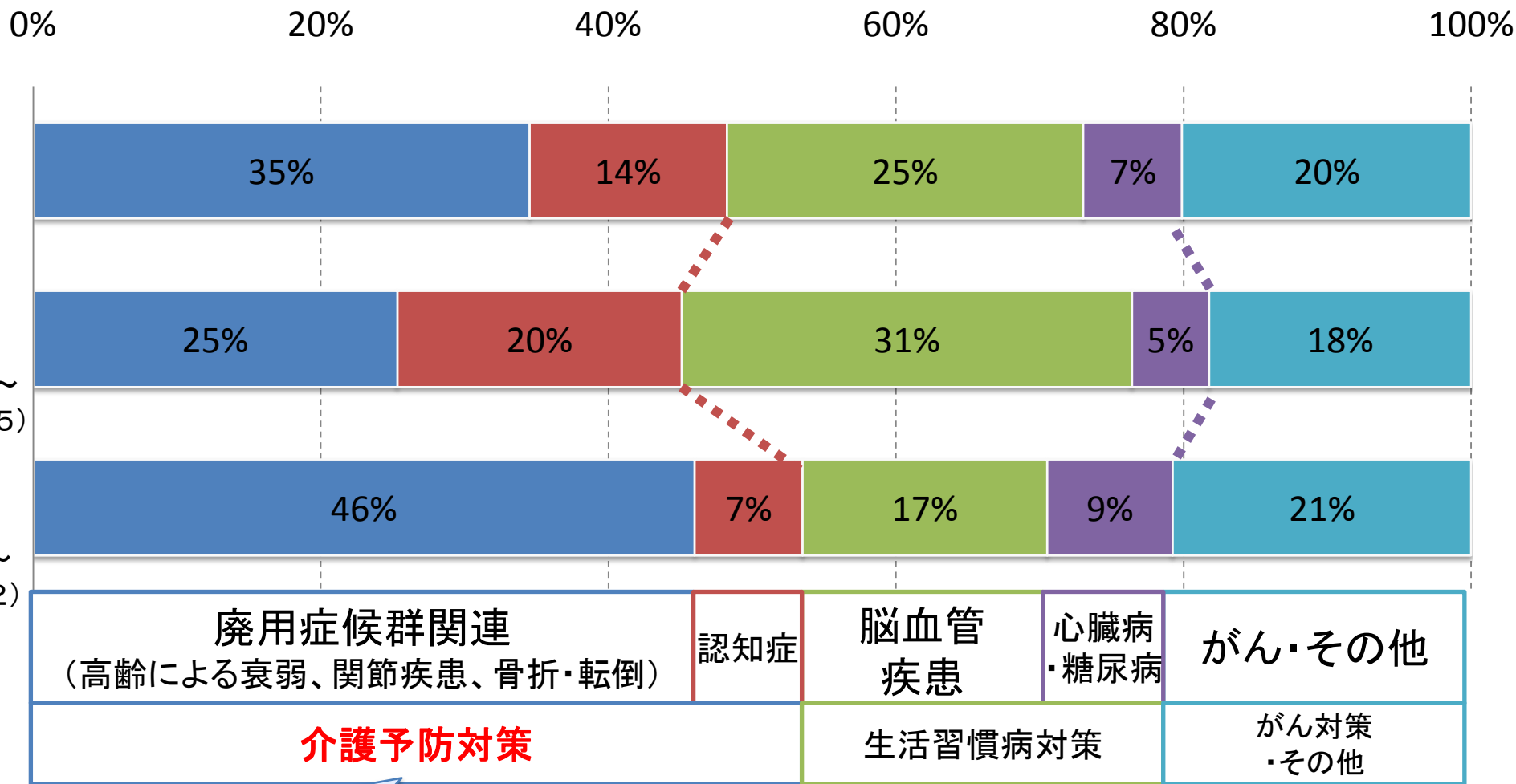
任意事業

- 介護給付費等費用適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

要介護度別認定者数の推移



要介護度別の原因疾患



- 軽度認定者の53%を占めている。
- 廃用症候群は予防の有効性検証済み

⇒ 介護予防対策の重要性が高まる

予防重視型システムへの転換

- 人口の高齢化の進展に伴い、要介護認定者の大幅増加が予想される。
⇒ 予防に一層の重点を置いた対策を推進

軽度要介護認定の予防、軽度から中重度化への防止

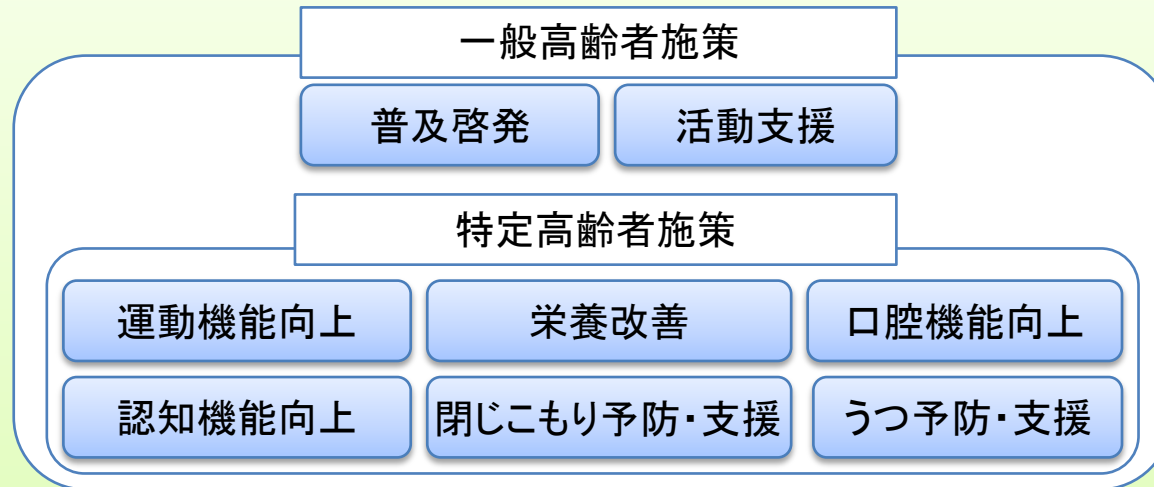
中重度要介護者に多い疾患の予防

その他の予防

介護予防対策 加齢による機能低下、高齢者に多い健康問題(認知症等)

生活習慣病対策

がん対策等



- 廃用症候群
(原因: 身体機能低下、低栄養、閉じこもり等)
- 認知症・うつ等

- 高齢者の自立継続
(要支援・要介護状態にならない)
- 社会的な「つながり」維持
(高齢者の孤立化を防ぐ)

介護予防事業の目的

単に個々の心身の状況等の改善のみを目指すものではなく、生活機能全体の維持又は向上を通じて、個々の対象者が、その居宅において、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援すること

介護予防事業

- 介護予防事業とは、介護保険法第115条の44の規定に基づき、要介護状態等ではない、高齢者に対して、予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のために必要な事業として、市町村が実施。
- 事業は、要介護状態等となるおそれのある高齢者とその他に分類してサービスを提供している。
- 平成22年度予算額 176億円(国費ベース。国1/4、都道府県1/8、市町村1/8、保険料(1号2/10、2号3/10))

一般高齢者施策

【対象者】

高齢者全般

【事業内容】

- 介護予防普及啓発事業
 - ・講演会等開催
 - ・パンフレット作成 等
- 地域介護予防支援事業
 - ・ボランティア育成
 - ・自主グループ活動支援 等

特定高齢者施策

【対象者※】

要支援・要介護状態となる おそれのある高齢者

【事業内容】

- 通所型介護予防事業
 - ・運動器の機能向上プログラム
 - ・栄養改善プログラム
 - ・口腔機能の向上プログラム 等
- 訪問型介護予防事業
 - ・閉じこもり、うつ、認知症への対応
 - ・通所が困難な高齢者への対応 等

※ 医師の診断を経て決定しており、高齢者医療確保法による特定健康診査等の場を活用することが多い。